○国土交通省告示第五百二十五号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第十八条の規定に基づき、同法第十五条第三項第二号に規定する登録水先人養成実施機関である独立行政法人海技教育機構から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第二十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　代表者の氏名

変更前	鋤柄　好利
変更後	加藤　敏文

二　変更する年月日　平成二十五年四月一日

○国土交通省告示第五百二十六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第十二条において準用する同法第十八条の規定に基づき、同法第三十条第三項第二号に規定する登録水先免許更新講習実施機関である独立行政法人海技教育機構から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第二十二条において準用する同法第二十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　代表者の氏名

変更前	鋤柄　好利
変更後	加藤　敏文

二　変更する年月日　平成二十五年四月一日

○国土交通省告示第五百二十七号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十五年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			平成
７ＪＯＥ	141864	第五十八事代丸	25. 4. 2
７ＪＯＨ	141876	ＣＣＡＰＥ　ＳＯＰＨＩＡ	25. 4.26
７ＪＯＮ	141885	ＥＩＧＥＮ	25. 4. 2
７ＪＯＴ	141900	第六十八福神丸	25. 4.18
７ＪＯＵ	141902	ＣＯＲＯＮＡ　ＨＯＲＩＺＯＮ	25. 4. 4
ＪＤ3438	141802	りゅうじん	25. 4.23
ＪＤ3456	141824	新風丸	25. 4. 8
ＪＤ3469	141846	第5007いかり丸	25. 4. 1
ＪＤ3477	141861	富津丸	25. 4.16
ＪＤ3498	141891	伸星丸	25. 4. 5
ＪＤ3501	141901	ＨＫＬまや	25. 4. 3
ＪＤ3502	141903	ゆうせい丸	25. 4.22
ＪＤ3503	141904	三萬吉	25. 4.24
ＪＤ3504	141905	第五高砂丸	25. 4.10
ＪＤ3514	141921	飛菱	25. 4.16
ＪＤ3518	141925	太栄丸	25. 4.18
ＪＤ3519	141926	第三鶴吉丸	25. 4.26
ＪＤ3529	141938	うりずん	25. 4.24

○国土交通省告示第五百二十八号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十五年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
７ＪＧＴ	141202	ＲＵＢＩＮ　ＡＲＴＥＭＩＳ	25. 4. 4
７ＪＩＯ	125759	ロサ　ルゴサ	25. 4.15
ＪＨＩＡ	135839	室蘭丸	25. 4.18
ＪＫＢＫ	126623	第三十一明神丸	25. 4. 8
ＪＬＰＵ	135897	第一烈風丸	25. 4.30
ＪＤ2551	125570	ぱあゆ	25. 4.11
ＪＤ2950	141069	富士丸	25. 4.11
ＪＧ2199	117772	第十八朝日丸	25. 4.22
ＪＧ3930	121714	揚錨53号	25. 4.10
ＪＧ4626	129763	しゅんえい	25. 4.15
ＪＧ4729	130192	菱邦丸	25. 4. 8
ＪＧ4842	130269	第一朝朋丸	25. 4.16
ＪＧ4977	132024	ぺぬぺ	25. 4.25
ＪＧ5135	133167	近海丸	25. 4. 4
ＪＨ3120	130015	五十八浜平丸	25. 4.12
ＪＨ3285	131628	第十二金力丸	25. 4.11
ＪＨ3402	134402	第七鶴吉丸	25. 4.16
ＪＪ3898	132430	てんりゅう	25. 4. 5
ＪＫ4164	122258	第八浦郷丸	25. 4.16
ＪＫ4638	128019	第十神福丸	25. 4. 8
ＪＫ4994	131769	第二海誠丸	25. 4.23
ＪＫ5064	131779	第八拾八栄吉丸	25. 4.11
ＪＫ5073	132498	ニュー維新	25. 4. 2
ＪＫ5115	132520	第十三浅三丸	25. 4.11
ＪＫ5116	132521	三萬吉４	25. 4.11
ＪＫ5132	132507	興宝丸	25. 4.15
ＪＫ5165	133025	富士川丸	25. 4. 3
ＪＫ5299	134055	第五鶴吉丸	25. 4. 8
ＪＫ5362	134671	昭洋丸	25. 4. 5
ＪＫ5374	134683	栄吉丸108	25. 4.11
ＪＬ4463	122472	五十猛	25. 4. 2
ＪＬ5082	127490	第二十五恭海丸	25. 4.10
ＪＬ5785	130604	第八三榮丸	25. 4.17
ＪＬ5949	131518	第三十八開神丸	25. 4.16
ＪＬ6117	133011	日章丸	25. 4.22
ＪＬ6164	133935	山貴丸	25. 4.16
ＪＬ6324	134899	第二十三徳丸	25. 4.25
ＪＬ6339	135116	せとしお	25. 4.19
ＪＬ6578	135599	わんだーなると	25. 4. 3
ＪＭ5594	129423	新竜昇丸	25. 4.24
ＪＭ5897	131296	住吉丸	25. 4. 3
ＪＭ6040	132705	天侑丸	25. 4.11
ＪＭ6095	132662	第三福栄丸	25. 4.24
ＪＭ6354	133635	第三鶴吉丸	25. 4.19
ＪＭ6418	134608	第二日宝丸	25. 4.30
ＪＭ6519	134642	第十二和加丸	25. 4.11

○国土交通省告示第五百二十九号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十二条第二項の規定により告示する。

平成二十五年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	平成		
3604	13.10.19	136137	第三清幸丸
5280	13. 9.17	132591	第八幸伸丸
Ａ03161220	15. 5. 2	134204	第十文章丸
Ａ1020102	22. 1.29	129047	シーシャトー２
Ａ1210101	24. 4.17	125759	ロサ　ルゴサ

○関東地方整備局告示第二百七十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

第１　起業者の名称　長野県

第２　事業の種類　一般国道117号改築工事（替佐～静間バイパス・長野県中野市大字穴田字稲沢地内から同市大字穴田字長峯地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　長野県中野市大字穴田字稲沢、字中道及び字長峯地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、長野県中野市大字豊津字東川端地内から飯山市大字蓮字北原地内までの延長7,690ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道117号改築工事（替佐～静間バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、一般国道117号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定における改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、同項の規定により、本件区間の存する長野県が改築を行うことができるとされており、また、本件区間は、道路法第13条第１項の指定区間外であり、長野県が道路管理者となることなどから、起業者である長野県は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、長野県長野市を起点とし、中野市、飯山市、新潟県中魚沼郡津南町及び十日町市等を経由して、小千谷市に至る延長144.3㎞の路線で、長野県と新潟県を結ぶ主要な幹線道路である。